

平成23年12月22日

柳川市教育委員会 様

柳川市立学校適正規模・適正配置化検討委員会
委員長 青木 晃 司

柳川市立学校の適正規模・適正配置化について（答申）

本検討委員会は、平成22年8月18日に柳川市教育委員会から「柳川市立学校の適正規模及び適正配置化について」（1）適正規模・適正配置化の基本的な考え方について（2）適正規模・適正配置化の具体的な方策についての2つの事項について諮問を受けました。慎重な審議・検討を重ねた結果、意見をとりまとめましたので別紙説明書を付し、下記のとおり答申します。

記

1 適正規模・適正配置化の基本的な考え方について

（1）適正規模の基準のまとめ

小学校は、1学級の人数が30人以内で、多様な人間関係を築く事のできるよう全ての学年でクラス替えが可能となる1学年が2学級ないし3学級の学校

中学校は、1学級の人数が35人以内で、部活動等の活性化を促し、教科担任制の充実と学習集団の弾力的な編成等の教職員確保が可能となる1学年が3学級から5学級の学校

※特別支援学級は、学校規模にかかわらず特別に支援を要する児童生徒のために設置されるべきものであり、適正規模の検討対象の学級数には含めない。

（2）適正配置の基準のまとめ

小学校は、児童の負担や安全面を考慮した配置とし、低学年の児童の負担を考慮すれば通学距離が概ね2km以内程度の学校配置が望ましい。

中学校は、自転車通学が可能であるが、生徒の負担や安全面を考慮すると、通学距離が概ね4km以内程度の学校配置が望ましい。

2 適正規模・適正配置化の具体的な方策について

適正規模・適正配置化の基本的な考え方に基づき、適正規模・適正配置化の具体的な方策で、小学校の統合・再編案について検討しましたが、小学校については、①小学校の保護者は個に応じたきめ細やかな指導を望んでいること。②現在、柳川市においては学力実態調査等の結果でも良好であること。③地域住民や保護者の小学校統合の機運が乏しいこと。④学

校の小規模化によって教育活動に著しく支障を来たす状況にはまだ至っていないこと。⑤適正配置では通学距離は2 km以内が望ましいが、統合した場合2 km以上になる児童が相当数出てくること。これらのことから、通学距離が概ね2 km以内程度の適正配置が実現できている現在の状況を変更し、適正規模を優先する小学校の統合は、時期尚早との意見でまとまりました。

中学校の統合・再編については、①平成35年度までの推計によると、全体の半数の学校が適正規模の学校に該当しなくなるが、1学年が単学級になるような学校は出てこず、減少はするものの1学年2学級は確保出来る状況であること。②中学校では、生徒指導の問題が学校運営面では重要な課題となるが、小規模校の方が生徒指導上の問題が少なく、落ち着いた環境での教育が実現できている状況があること。③小規模校は部活動の種目数の問題や教職員数の問題はあるが、差し迫った問題とまではなっていない状況であること。④現在の中学校については、適正配置の基準である通学距離が概ね4 km以内程度の学校配置となっていること。これらのことから、幾つかの問題点はあるものの、適正配置の基準である現在の状況を変更して統合・再編するより、当分の間は現状のままとしたほうが良いとの意見でまとまりました。

付 記

小学校と中学校の統合・再編は時期尚早で、当分の間は現状のままという結果になりましたが、統合・再編といった学校教育の体制的な変更がない状況の中で、「人と人とのかかわりの中で共に認め合い、励まし合い、切磋琢磨しながら好ましい人間関係を構築して社会性を身に付けることができにくくなったりする」といった小規模校におけるデメリット部分をいかに解消していくかが課題となります。その方法としては、小学校と中学校の連携はもとより、小学校と小学校の連携、中学校と中学校の連携が重要になってきます。また、学校教育のみでこれを解消するのは困難な部分があるため、社会教育や地域との連携を含めた解消策を実施・推進していくことも必要になってきます。

今後、小規模校のデメリット解消策を実施し、児童・生徒の『生きる力』の育成にとって、良好な教育環境を確保、充実した学校教育の実現を推進するようお願いします。

説 明 書

1 適正規模・適正配置化の基本的な考え方について

(1) 適正規模の基準を設ける上での考え

- ① 学校生活面では、少人数では非常に緊密な人間関係が形成されるなどのよい点がある。一方で、固定的で閉鎖的な人間関係に陥る危惧もある。学年で単学級の場合は、クラス替えがないままに進むことになる。学校教育の良いところは、人と人とのかかわりの中で共に認め合い、励まし合い、切磋琢磨しながら好ましい人間関係を構築して社会性を身に付けることである。そのためには、ある程度の集団規模の方が好ましい。
- ② 学習指導面では、子ども達に基礎的な知識・技能を習得させ自ら学び考える力などの確かな学力を育成し、生きる力を育むという点を踏まえて考える必要がある。教科等の中で児童生徒の理解度等に応じたきめ細やかな指導を行うことや、体育や音楽などある程度の集団を必要とするような学習活動においては、学年で複数の学級を設けることによって、グループの競い合いにより高めあう効果を得られることが期待でき、多様な指導に資することができる。一方、全校児童生徒数が少ないと一人ひとりの把握ができ、きめ細やかな教育が行いやすい利点がある。指導体制という面からは児童生徒数が少ないと指導方法の多様化については一定の制約が生じる。特に中学校では、進路の選択という時期でもあり、学力面にも配慮した指導の充実を図る必要性があるため、一定規模の確保は重要である。
- ③ 学校運営面では、規模が小さい場合は学年単学級での見通しのよさや地域と密着した学校づくりなどの利点がある。一方、学年経営・学級経営を担任一人で行うことになる。学年に複数教職員を配置すると、より共同的な研修や協働的な経営を行うことができ、複数学級の意義は大きい。また、中学校では、教科ごとの学習、総合的な学習、部活動など広い意味での教育条件を整えるという観点を考えるならば、教職員を十分に配置できる体制を確保することが必要である。
- ④ 本市における望ましい学校規模の姿を考える場合、保護者の多くは、小学校は1学級の人員が30人以内で、1学年で2学級ないし3学級を望んでおり、中学校は1学級の人員が35人以内で、1学年で3学級から5学級を望んでいる。現在、学級編制制度が35人学級への移行期であるが、小学校の場合、本市の保護者が望む1学級の望ましい人員と学級編制制度には乖離がある。

法令上では、学校規模を12学級から18学級を標準と考えているが、本市における望ましい学校規模といった場合は、1学級の人数も明記する必要がある。そのため、本市における望ましい学校規模は、小学校が1学級30人以内のすべての学年でクラス替えが可能な規模、中学校については、1学級35人以内の1学年3学級から5学級の規模とすることが適当と考える。

(2) 適正規模について

- ① 児童生徒間及び児童生徒と教職員間における多様な人間関係の中で集団のルールを学び、社会性を高めるとともに、自らの個性や能力を伸長させることが期待できる学校規模であること。
- ② 学級の編成替えにより、児童生徒間の人間関係の固定化を防ぐことができるとともに、児童生徒の活力の増進と学校の活性化を図ることが期待できる学校規模であること。
- ③ 一定の教職員数の確保により、教職員が児童生徒と向き合う時間が増えるとともに、体験活動の充実、教科担任制、少人数指導等今日的な教育活動が展開できる学校規模であること。
- ④ 一定の児童生徒数を維持することにより、児童生徒自らの希望選択で活動に取り組むクラブ活動や部活動等の活性化を促すことが期待できる学校規模であること。
- ⑤ 休み時間や各種活動等を実施する際に、安全で十分な活動場所が確保できる学校規模であること。

(3) 適正規模の基準のまとめ

① 小学校

1学級の人数が30人以内で、多様な人間関係を築く事のできるよう全ての学年でクラス替えが可能となる1学年が2学級ないし3学級の学校

② 中学校

1学級の人数が35人以内で、部活動等の活性化を促し、教科担任制の充実と学習集団の弾力的な編成等の教職員確保が可能となる1学年が3学級から5学級の学校
※特別支援学級は、学校規模にかかわらず特別に支援を要する児童生徒のために設置されるべきものであり、適正規模の検討対象の学級数には含めない。

(4) 適正配置の基準を設ける上での考え

- ① 現行の通学制度は、適正な規模の学校と教育内容を保障し、これによって教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的としている。
- ② 適正な学校配置は、地域に根ざす学校、特色ある学校として一定の規模を継続して維持できるような学校配置が必要である。
- ③ 柳川市においては、これまでの長い歴史の中で、地域が家庭を支え、地域が学校を支援し、地域の中で子どもたちが育まれてきた。適正配置の際には、このような状況を勘案し対応する。
- ④ 学校の配置については、児童生徒の負担や安全面に考慮した通学距離の範囲内でなければならない。義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令で、適正規模の条件は、「通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内

であること」となっているが、保護者の希望は、小学校が2 km以内、中学校が4 km以内である。そのため、小学校が概ね2 km以内程度、中学校が概ね4 km以内程度の学校の配置が望ましい。

(5) 適正配置について

学校教育の充実と児童生徒に望ましい教育環境を整備するために、適正規模の小中学校を実現することは、児童生徒に通学区域の変更をもたらすこととなる。そのため、児童生徒の通学距離、通学路の安全等を考慮し併せて地域コミュニティとの関係を維持しながら、地域に適切に配置することを適正配置の基本的な考え方とする。

(6) 適正配置の基準のまとめ

① 小学校

児童の負担や安全面を考慮した配置とし、低学年の児童の負担を考慮すれば通学距離が概ね2 km以内程度の学校配置が望ましい。

② 中学校

中学生の場合は自転車通学が可能であるが、生徒の負担や安全面を考慮すると、通学距離が概ね4 km以内程度の学校配置が望ましい。

2 適正規模・適正配置化の具体的な方策について

(1) 既存の小学校区の分割・再編について

小学校の現校区については、長い歴史の中で、分割や統廃合が行われ、地域住民の合意と理解を得て、幾度かの見直しを行い形成されたものです。また、公民館等の社会教育団体の活動や様々な青少年の健全育成のための取組の単位となっている等、地域コミュニティの基本的な単位となっています。こういったことから、既存の小学校区を分割しての再編は考えないという結論となりました。

(2) 小学校の統合・再編の検討について

小学校の適正規模の基準が1学級30人以内で、多様な人間関係を築く事のできるよう全ての学年でクラス替えが可能な1学年が2学級ないし3学級の学校であるため、単学級のある学校を隣接する学校と統合し、30人学級編制で1学年が2学級ないし3学級の300人ぐらいから500人までぐらいとなる案を作成し検討しました。

【案1】

①柳河・矢ヶ部 ②城内・矢留 ③東宮永・両開 ④昭代第一・昭代第二 ⑤蒲池 ⑥皿垣・有明・中島 ⑦六合・大和・豊原 ⑧藤吉 ⑨二ッ河・垂見・中山の小学校9校に再編する案である。①柳河・矢ヶ部は旧市町の枠を越えた統合となる。また、①柳河・矢ヶ部、②城内・矢留、③東宮永・両開は、現在の中学校の校区が異なる学校同士の統

合となるため、指定する中学校校区の変更が生じる。校区が広がるため、通学距離が2 kmを超える児童が一部出てくる。特に⑨二ッ河・垂見、中山を統合した場合の学校間の距離が直線距離で2.0 km以上あり、③東宮永・両開を統合した場合と⑦六合・大和・豊原を統合した場合も学校間の距離が直線で1.5 km以上あることから、適正配置の通学距離の基準から大きく離れる状況がでてくる。

【案2】

①柳河・城内 ②東宮永・両開 ③矢留 ④昭代第一・昭代第二 ⑤蒲池・矢ヶ部 ⑥皿垣・有明・中島 ⑦六合・大和・豊原 ⑧藤吉 ⑨二ッ河・垂見・中山の小学校9校に再編する案である。矢留小を統合しないために単学級になる学年が発生するほか、⑤蒲池・矢ヶ部の統合では1学年4学級が発生する。また、⑤蒲池・矢ヶ部の統合は、旧市町の枠を超えた統合となる。さらに、②東宮永・両開、⑤蒲池・矢ヶ部は、現在の中学校の校区が異なる学校同士の統合となる。通学距離については、案1とほぼ同程度である。

【案3】

①柳河 ②城内・東宮永 ③矢留・両開 ④昭代第一・昭代第二 ⑤蒲池 ⑥皿垣・有明・中島 ⑦六合・大和・豊原 ⑧藤吉・矢ヶ部 ⑨二ッ河・垂見・中山の小学校9校に再編する案である。案1、案2での問題点である、旧市町の枠を越えた統合や現在の中学校の校区が異なる学校同士の統合とならないため、指定する中学校校区の変更は生じない。ただし、②城内・東宮永、③矢留・両開、⑧藤吉・矢ヶ部の統合部分が、案1、案2案よりも通学距離が2 kmを超える児童が多くなる。また、⑧藤吉・矢ヶ部の統合では、1学年が4学級の学年が発生する。

【案4】

①柳河・矢ヶ部 ②城内・東宮永 ③矢留・両開 ④昭代第一・昭代第二 ⑤蒲池 ⑥皿垣・有明・中島 ⑦六合・大和・豊原 ⑧藤吉 ⑨二ッ河・垂見・中山の小学校9校に再編する案である。案1同様①柳河・矢ヶ部は旧市町の枠を越えた統合となり、現在の中学校の校区が異なる学校同士の統合となるため、指定する中学校校区の変更が生じる。通学距離については、案3同様、案1よりは遠くなる児童が多くなる。

以上の4つの小学校の統廃合案について検討しましたが、①小学校の保護者は個に応じたきめ細やかな指導を望んでいること。②現在、柳川市においては学力実態調査等の結果でも良好であること。③地域住民や保護者の小学校統合の機運が乏しいこと。④学校の小規模化によって教育活動に著しく支障を来たす状況にはまだ至っていないこと。⑤適正配置では通学距離は2 km以内が望ましいが、統合した場合2 km以上になる児童が相当数出てくること。これらのことから、通学距離が概ね2 km以内程度の適正配置が実現できている現在の状況を変更し、1学級30人以内で、全ての学年でクラス替えが可能な1学年が2学級ないし3学級の適正規模を優先する小学校の統合は、時期尚早との意見でまとまりました。

(3) 中学校の統合・再編案の検討結果について

中学校の適正規模の基準は、学級35人以内で、1学年が3学級から5学級の学校です。35人学級編制とした場合、ここ10年で1学年が3学級に達しないようになる学校は、蒲池中と柳南中であります。更に平成33年以降に昭代中学校が1学年2学級の状況が発生します。推計値は、柳川市立中学校以外の私立中学校等への進学者を考慮していない数であるため、生徒数や学級数は、推計値よりも減少が早まることが予想されます。そういったことから、昭代中学校についても、統合について検討する必要性があり、学校数を4校にするのか5校にするのかが課題となるため、5校又は4校にする次の6案を作成し検討しました。

【案1】

①柳河・矢ヶ部・蒲池 ②城内・矢留・東宮永・両開 ③昭代第一・昭代第二 ④皿垣・有明・中島・六合・大和・豊原 ⑤藤吉・二ッ河・垂見・中山の5校に再編する案である。現在の柳城中、柳南中、蒲池中、三橋中の校区が変更になる。問題点は、平成33年度から昭代中学校が1学年2学級の学年が発生する。他の学校は将来的にも35人学級で1学年3～5学級が確保されと思われる。また、柳河・矢ヶ部・蒲池小を対象とした中学校は蒲池中学校となるが、教室が不足する。

【案2】

①柳河・城内・矢ヶ部・蒲池 ②東宮永・矢留・両開 ③昭代第一・昭代第二 ④皿垣・有明・中島・六合・大和・豊原 ⑤藤吉・二ッ河・垂見・中山の5校に再編する案である。案1同様、現在の柳城中、柳南中、蒲池中、三橋中の校区が変更になる。問題点は、案1同様、昭代中学校が1学年2学級の学年が平成33年から1学年発生するが、他の学校は将来的にも35人学級で1学年3～5学級が確保されると思われる。また、矢ヶ部小と東宮永小が現在の中学校区から変更になる。

【案3】

①柳河・城内・東宮永・矢留・両開 ②矢ヶ部・蒲池・昭代第一・昭代第二 ③皿垣・有明・中島・六合・大和・豊原 ④藤吉・二ッ河・垂見・中山の4校に再編する案である。現在の柳城中、昭代中、柳南中、蒲池中、三橋中の校区が変更になる。将来的にも35人学級で1学年3～5学級が確保される。通学距離は案1、案2より遠くなる生徒が出てくる。問題点は、現在の中学校区同士の統合を基本に再編を組み合わせた案であることから、矢ヶ部小のみが現在の三橋中学校区から外れて、旧柳川市の学校の統合部分に入ることになる。

【案4】

①柳河・城内・東宮永・両開・蒲池・矢ヶ部 ②矢留・昭代第一・昭代第二 ③皿垣・有明・中島・六合・大和・豊原 ④藤吉・二ッ河・垂見・中山の4校に再編する案である。現在の柳城中、柳南中、蒲池中、昭代中、三橋中の校区が変更になる。問題点は、35人学級で①柳河・城内・東宮永・両開・蒲池・矢ヶ部の統合の場合が1学年6学級や7学級の学校が1校発生するほか、案1、案2よりも遠くなる生徒が出てくる。特に、

②矢留・昭代第一・昭代第二の場合は、間に沖端川が流れているので、通学に際しては橋梁を必ず渡る必要があることから、通学距離が大幅に遠くなる生徒が発生する。また、矢ヶ部小は現在の三橋中学校区から外れて、旧柳川市の学校の統合部分に入ることになるほか、現在同一中学校である両開・矢留小学校が分割されることになる。

【案5】

①柳河・城内・東宮永・蒲池 ②矢留・両開・昭代第一・昭代第二 ③皿垣・有明・中島・六合・大和・豊原 ④藤吉・矢ヶ部・ニッ河・垂見・中山の4校に再編する案で、現在の柳城中と蒲池中、柳南中と昭代中を統合する案である。問題点は、②矢留・両開・昭代第一・昭代第二の柳南中と昭代中を統合する部分で、間に沖端川が流れているので、通学に際しては橋梁を必ず渡る必要があることから、通学距離が大幅に遠くなる生徒が発生する。また、①柳河・城内・東宮永・蒲池の柳城中と蒲池中の統合の部分では、間に三橋中学校区の矢ヶ部小が挟まる形となる。

【案6】

①柳河・城内・東宮永・蒲池・矢ヶ部 ②矢留・両開・昭代第一・昭代第二 ③皿垣・有明・中島・六合・大和・豊原 ④藤吉・ニッ河・垂見・中山の4校に再編する案である。現在の柳南中と昭代中を統合し、柳城中と蒲池中の統合と矢ヶ部小学校を同一校区にする案である。案5の問題点同様、柳南中と昭代中の統合の部分で、両校の間に沖端川が流れているので、通学に際しては橋梁を必ず渡る必要があることから、通学距離が大幅に遠くなる生徒が発生する。また、①柳河・城内・東宮永・蒲池・矢ヶ部の統合では、1学年6学級が発生する。

以上6つの中学校の統廃合案について検討しましたが、①平成35年度までの推計によると、全体の半数の学校が適正規模の学校に該当しなくなるが、1学年が単学級になるような学校は出てこず、減少はするものの1学年2学級は確保出来る状況であること。②中学校では、生徒指導の問題が学校運営面では重要な課題となるが、小規模校の方が生徒指導上の問題が少なく、落ち着いた環境での教育が実現できている状況があること。③小規模校は部活動の種目数の問題や教職員数の問題はあるが、差し迫った問題とまではなっていない状況であること。④現在の中学校については、適正配置の基準である通学距離が概ね4km以内程度の学校配置となっていること。これらのことから、幾つかの問題点はあるものの、適正配置の基準である現在の状況を変更して統合・再編するより、当分の間は現状のままとしたほうが良いとの意見でまとまりました。

小規模校のデメリット部分の解消策について

小学校と中学校の統合・再編は時期尚早で、当分の間は現状のままという結果になりましたが、小学校及び中学校の児童生徒の減少で、学校の小規模化は進展しています。小学校の場合、適正規模の学校もありますが、1学年が単学級の学校も多くあり、その中でも1学年が10人前後の学校が出てきています。全校児童生徒数が少ないと一人ひとりの把握ができ、きめ細やかな教育が行いやすい利点や非常に緊密な人間関係が形成されるなどのよい点がある一方で、体育や音楽などある程度の集団を必要とするような学習活動がしにくくなったり、人と人のかかわりの中で共に認め合い、励まし合い、切磋琢磨しながら好ましい人間関係を構築して社会性を身に付けることができにくくなったりする場合があります。

今後は、こういった小規模校におけるデメリット部分をいかにして解消していくかが課題となります。その方法としては、小学校と中学校の連携は元より、小学校と小学校の連携、中学校と中学校の連携が重要になってきます。また、統合・再編といった学校教育の体制的な変更がない状況で、学校教育のみでこれを解消するのは困難な部分があり、社会教育を含めたデメリット解消策を実施・推進していくことも必要になってきます。

例としては次のようなものが考えられます。

(1) 小学校と小学校の連携について

- ① 合同の学校行事等
- ② 合同の学習指導
- ③ 一定期間の学校間交流
- ④ 日常交流

(2) 小学校と中学校の連携について

- ① 中学校単位での校長会や教頭会、各主任者会
- ② 中学校教員の専門性を生かした小学校への出前授業
- ③ 小学生の中学校への体験入学（部活、授業など）
- ④ 中学生の部活動を生かした、小学生への指導（自尊感情の向上）
- ⑤ 特別支援学級の児童生徒の交流学习
- ⑥ 中学校区同士の家庭学習連携カードなどの生活習慣形成のための活動
- ⑦ 中学校区PTA合同活動（あいさつ運動、美化運動、早寝早起き朝ご飯運動など）

(3) 中学校と中学校の連携について

- ① 部員が不足して団体競技に出られない学校が連携しての合同部活動
- ② 小規模校同士での部活動の定期的な合同練習
- ③ 市内生徒会交流

(4) 学校教育と社会教育の連携について

- ① 社会（少年）スポーツ団体等への積極的な参加・奨励や連携
- ② 社会教育（文化）団体等への積極的な参加・奨励や連携

- ③社会教育の講座や教室等への積極的な参加・奨励等
 - ④社会体育指導者の学校教育活動への支援
 - ⑤社会文化指導者の学校教育活動への支援
- (5) 学校と地域の連携について
- ①教科・道徳指導における連携・支援
 - ②特別活動における連携・支援
 - ③部活動における連携・支援
 - ④その他（通学合宿、校庭芝生化、PTAと公民館の合同行事等）
- (6) その他